

事故は軽微なものでも必ず警察へ届出を。

軽微な

交通事故による トラブルの解決は 司法書士に相談!

小さな事故だと泣き寝入りしていませんか?

司法書士は、相談、保険金請求、代理、
裁判書類作成を通じて、
あなたのために交通事故トラブルの解決を
お手伝いします。

- ★裁判、示談交渉などの代理は紛争の目的額が
140万円以下に限ります。(簡裁代理認定司法書士)
- ★裁判所等への書類作成については金額の制限はありません。



>>よくある事例

治療費関連

Q 相手方が治療費を支払ってくれません。自賠責保険には入っているようなのですが…。

A 相手方が加入している自賠責保険に被害者から直接請求をすることによって、治療費の支払いを受けることができます。
まずは、保険会社から自賠責請求書を取り寄せましょう。また、ご自身が加入している自動車任意保険などから給付を受けられることがあります。

修理代(物損事故)

Q 自動車同士の事故で、相手車を損傷してしまいました。相手車はかなり古い車ですが、修理代が60万円かかったと言って請求されました。修理代金をそのまま支払う必要があるのでしょうか?

A 相手車の時価を調べてみるべきでしょう。
修理が適正であれば、修理代が弁償の対象になりますが、修理代が、相手車の時価を超える場合は、原則として、弁償の対象になるのは相手車の時価です。

保険会社の対応

Q 相手が加入している任意保険会社が提示してきた金額に納得ができません。

A 提示された金額は、任意保険会社の独自の基準で損害算定されていると考えられます。請求の根拠を示すことにより、増額出来る可能性があります。

法律相談費用特約・ 弁護士費用特約は、 司法書士でも使えます。

自動車保険には、弁護士費用特約がついている場合があります。

これは、保険契約者が交通事故に遭った場合に、加害者との交渉を弁護士に依頼することによって発生した弁護士費用が保険金として支給されるものです。

ごく一部の保険会社を除いて、司法書士に依頼した場合の司法書士報酬にも適用がありますので、ご自身が加入されている自動車保険の特約をご確認ください。

また、依頼するに至らない、相談だけの場合には、『法律相談費用特約』を使うことができます。

他にも様々な事例があります。詳しくは兵庫県司法書士会の無料相談会でご相談ください。

様々な事例や無料相談会の開催スケジュールなどは、HPでもご覧いただけます。 [兵庫県司法書士会](#) [検索](#)

兵庫県司法書士会

気軽にお問い合わせを
(平日9:00~17:00) **Tel078-341-2755**